

令和 6 年度 静岡宮繕事務所の事業概要



SHIZUOKA
Eizen 宮 繕

令和 6 年 7 月

目次

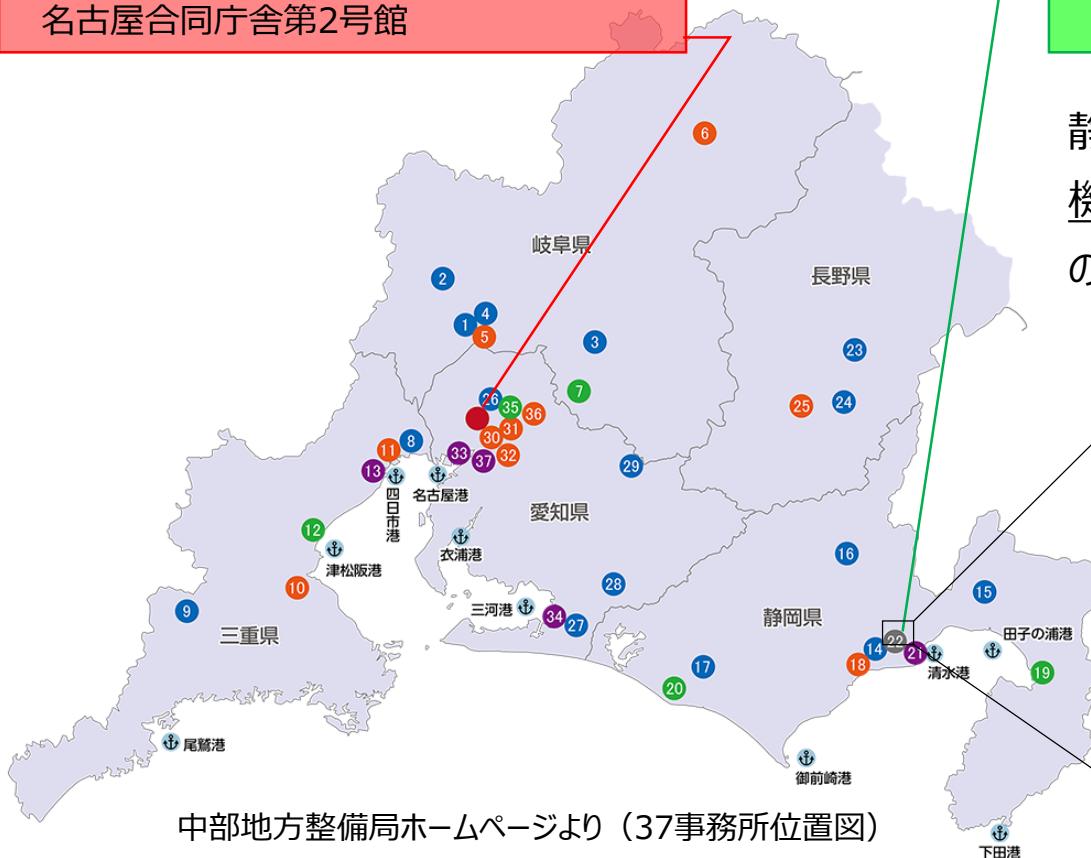
1. 静岡営繕事務所の概要(業務概要、所在地、組織図、沿革)
2. 令和6年度発注工事、業務の概要
3. 防災拠点となる官庁施設の耐震対策・津波対策
4. 営繕工事における取り組み
 - 4－1. 2024年度働き方改革の取り組み
 - 4－2. 2024年度生産性向上技術の活用方針
 - 4－3. 2024年度静岡営繕事務所の取り組み
5. 工事災害防止
6. 官庁施設の保全

中部地方整備局 静岡営繕事務所

中部地方整備局は、名古屋市にある本局と岐阜・静岡・愛知・三重・長野(南信)にある37の事務所とその出張所で組織されています。中部地域（愛知県・岐阜県・三重県・静岡県・長野（南信））の重要なインフラの整備・管理を担っています。

中部地方整備局（本局）

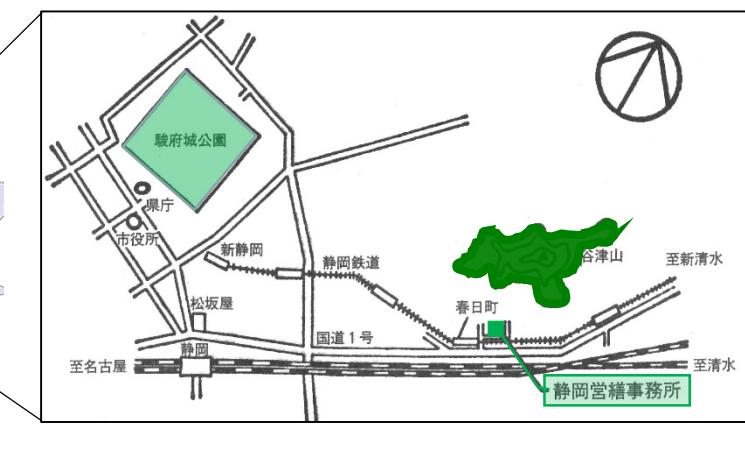
愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
名古屋合同庁舎第2号館



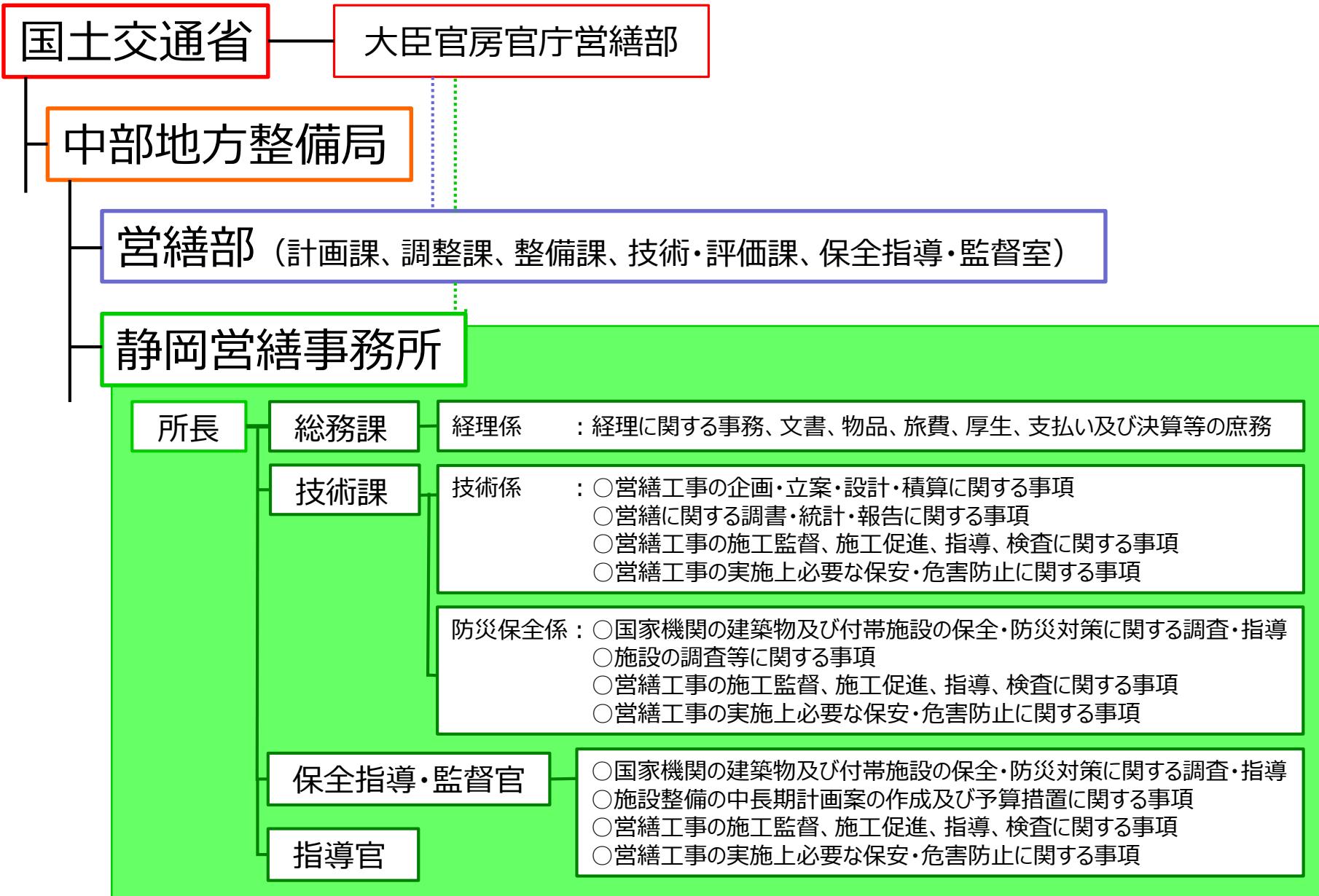
②静岡営繕事務所

静岡県静岡市葵区春日2丁目4番25号

静岡営繕事務所は、静岡県に所在する国家機関の官庁施設について、施設整備や庁舎の保全指導を実施しています。



組織図 業務内容



事務所の沿革

昭和24年 7月30日	中部地方建設局浜松営繕出張所 設置（浜松市西伊場町 大蔵省専売局浜松工場内）
昭和25年11月29日	中部地方建設局浜松営繕出張所 廃止
昭和25年11月30日	中部地方建設局静岡営繕出張所 設置（静岡市小鹿1番地）
昭和27年 8月 1日	中部地方建設局静岡営繕出張所 廃止
昭和56年 4月 6日	中部地方建設局静岡営繕工事事務所 設置（静岡市南安倍2丁目10-1）
<u>平成 4年 5月 1日</u>	<u>現庁舎に移転</u> （静岡市春日2丁目4-25）
平成13年 1月 6日	国土交通省中部地方整備局静岡営繕工事事務所に名称変更
平成15年 4月 1日	国土交通省中部地方整備局静岡営繕事務所に名称変更
平成17年 4月 1日	政令指定都市へ移行（静岡市葵区春日2丁目4-25）

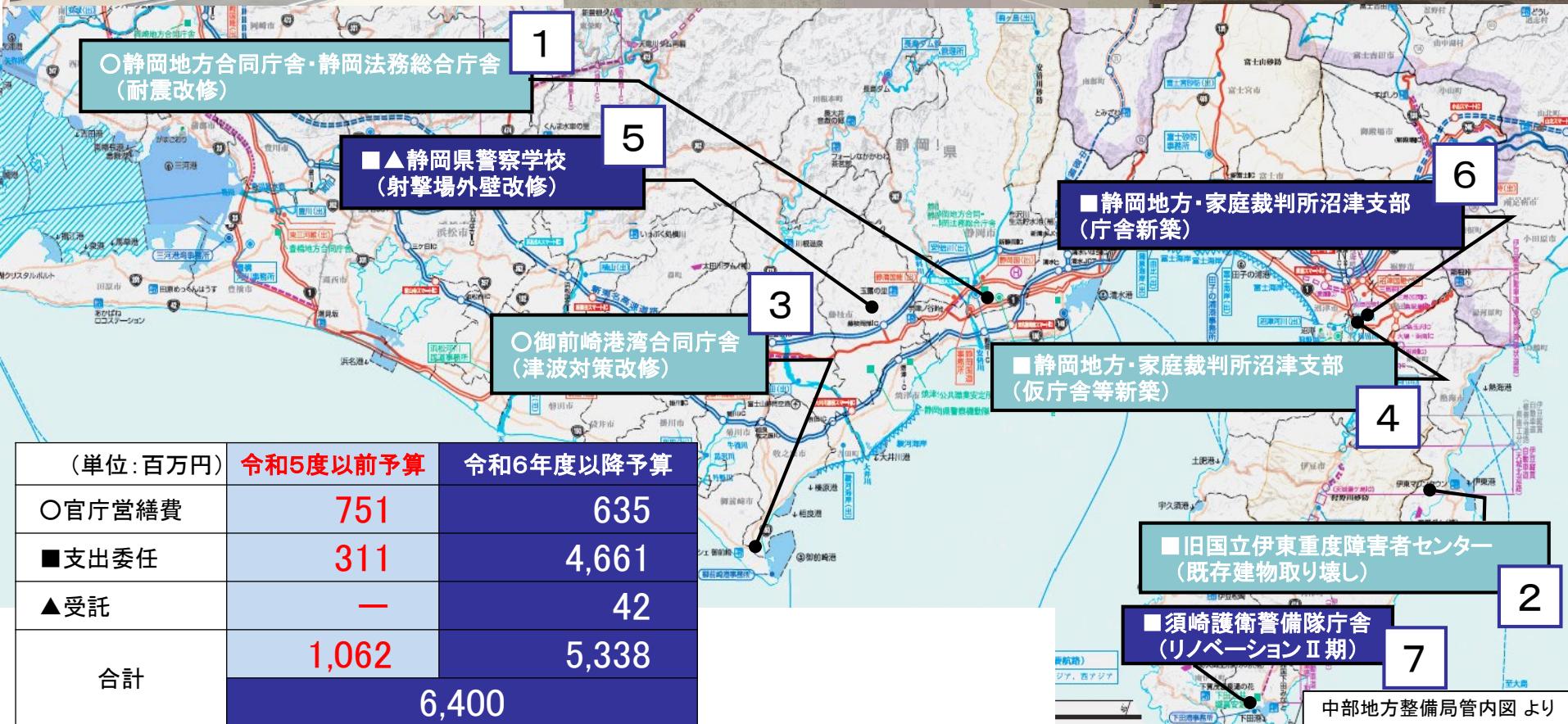
現庁舎に移転し33年目

事務所の所掌業務

昭和24年 7月30日	静岡県内の営繕工事
昭和25年11月30日	静岡県内の営繕工事
昭和56年 4月 6日	静岡県内の営繕工事
昭和57年 4月 1日	静岡県内の 営繕工事 、並びに静岡県内の国家機関の建築物及び付帯施設の 保全に関する指導

2. 工事・業務概要

令和6年度 工事概要



2. 工事・業務概要

令和6年度 設計業務・工事監理業務



2. 工事・業務概要

工事・業務発注一覧（令和6年6月現在）

最新情報は ppi 又は 静岡営繕事務所 若しくは 中部地方整備局営繕部 で 検索



NO.	発注機関	工事 業務	種別	名称	備考
1	本局(営繕部)	工事	建築工事	令和4年度 静岡地方合同庁舎・静岡法務総合庁舎耐震改修工事	
2	本局(営繕部)	工事	建築工事	令和4年度 旧国立伊東重度障害者センター構内整備工事	完成
3	本局(営繕部)	工事	建築工事	令和4年度 御前崎港湾合同庁舎改修工事	完成
4	本局(営繕部)	工事	建築工事	令和5年度 静岡地方・家庭裁判所沼津支部仮庁舎新築等工事	
5	本局(営繕部)	工事	建築工事	令和6年度 静岡県警察学校射撃場外壁改修工事	
6	本局(営繕部)	工事	建築工事	令和6年度 静岡地方・家庭裁判所沼津支部庁舎建築工事	
	本局(営繕部)	工事	電気設備工事	令和6年度 静岡地方・家庭裁判所沼津支部庁舎電気設備工事	
	本局(営繕部)	工事	機械設備工事	令和6年度 静岡地方・家庭裁判所沼津支部庁舎機械設備工事	
7	本局(営繕部)	工事	建築工事	令和6年度 須崎護衛警備隊庁舎改修工事	
8	静岡営繕	業務	建築コンサルタント業務	令和4年度 静岡地方合同・静岡法務総合耐震改修工事監理業務	
9	静岡営繕	業務	建築コンサルタント業務	令和4年度 旧国立伊東重度障害者センター構内整備工事監理業務	完了
10	静岡営繕	業務	建築コンサルタント業務	令和5年度 御前崎港湾合同庁舎改修工事監理業務	完了
11	静岡営繕	業務	建築コンサルタント業務	令和5年度 静岡地方・家庭裁判所沼津支部仮庁舎新築等工事監理業務	
12	本局(営繕部)	業務	建築コンサルタント業務	令和6年度 静岡県警察学校射撃場外壁改修工事監理業務	
13	静岡営繕	業務	建築コンサルタント業務	令和6年度 静岡地方・家庭裁判所沼津支部庁舎工事監理業務	
14	静岡営繕	業務	建築コンサルタント業務	令和6年度 須崎護衛警備隊庁舎改修工事監理業務	

※R5年度からの継続工事・業務(青ハッシュ部)を含めて掲載しています。

耐震対策の推進



静岡地方合同庁舎・法務総合庁舎耐震改修

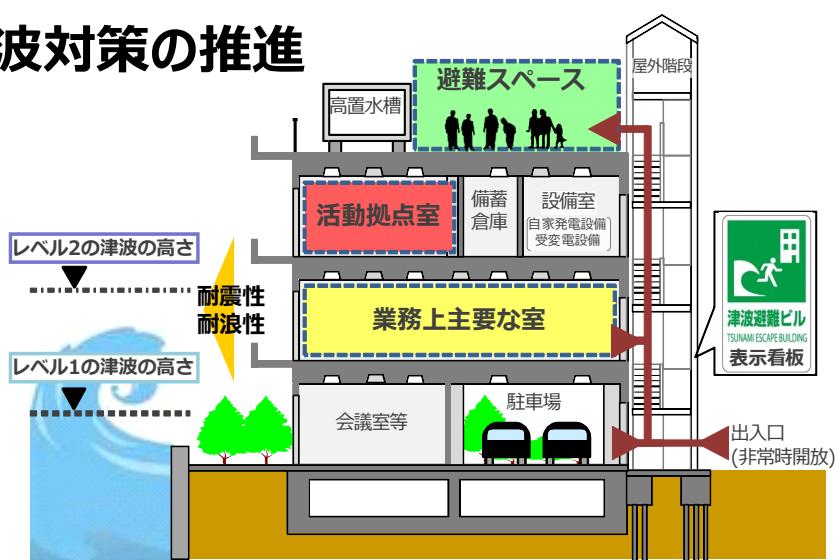
災害対策関係官署が入居し、防災拠点となる
「静岡地方合同庁舎・法務総合庁舎」を令和4年度より工事
施工、令和6年12月末に完成予定



外付け鉄骨ブレース及びバットレス補強を行うことにより内部補強範囲を最小限にしている

【沼津地方合同庁舎】

津波対策の推進



官庁施設における津波対策のイメージ



官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な工期・履行期間の確保（必要な工期・履行期間の延期を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」・「建築工事適正工期算定プログラム（日建連）」の活用 ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」 ○ 各工程の施工期間の確保（概成工期の発注時設定、実施工工程表等による発注者（監督職員）の確認） ○ 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定
週休2日の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定 ○ 「月単位の週休2日」の確保に向けた週休2日促進工事 ○ 工事・業務における現場環境改善（Wi-Fiクリースタンスの取組）
施工時期等の平準化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散 <ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為の積極的活用 ・余裕期間制度の積極的活用

必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定 <ul style="list-style-type: none"> ・実勢価格や現場実態の的確な反映 ・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定 ○ 施工条件の変更に伴う適切な設計変更 ○ 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用
-------------	--

生産性向上

ICTの積極的な活用等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産性向上技術の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・官庁営繕事業における一貫したBIM活用 <ul style="list-style-type: none"> （EIR（発注者情報要件）の適用（新営設計・工事）、BIMデータを活用した積算業務の試行） ・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔臨場、デジタル工事写真の小黒板情報電子化、ICT建築土工 等 ○ 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供 ○ 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化 ○ 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計業務の発注における設計条件の明示 ○ 適切な設計図書の作成に向けた取組み（設計業務プロセス管理、施工条件の確認等） ○ 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（期限遵守を契約図書に明記） ○ 関連する工事間での納まり等の調整を効率化（「総合図作成ガイドライン（土会連合会）」、BIMの活用） ○ 関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）

①BIM※1活用

※1.. Building Information Modelling

●BIM活用に係るEIRを適用する設計業務、工事

令和5年度から、原則として全ての新営設計業務及び新営工事において、EIR※2（発注者情報要件）を適用。

※2 Employer's Information Requirements

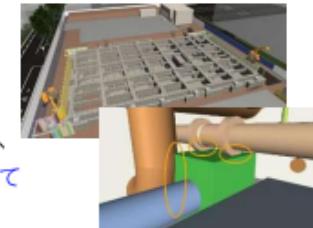
設計段階

- ・新営設計業務の発注段階にEIRを提示。
- ・延べ面積3,000m²以上の新営設計業務には、EIRにBIM活用を指定する項目（指定項目）を設定。
- ・全ての新営業務には、EIRにBIM活用を推奨する項目（推奨項目）を設定。
- ・設計BIMデータ、設計BIMデータの説明資料を作成。



施工段階

- ・新営工事の発注段階にEIRを提示。
- ・EIRには、推奨項目を設定。
- ・工事契約後のBIM伝達会議において、工事受注者に設計BIMデータについて説明、活用する場合には貸与。



●BIMデータを活用した積算業務（試行）

- ・令和5年度から、BIMデータの形状情報や属性情報等から取得した情報に、積算に必要となる条件やデータ等を追加して積算数量の算出を行う「BIM連携積算」を試行。

②デジタル技術を活用した監督検査の試行

●デジタル配筋検査（試行）



対象物を撮影

検査結果
(判定結果 + 計測値)

●デジタル圧接継手外観検査（試行）



対象物を撮影
(撮影ガイド付き)

③建設現場の遠隔臨場の本格活用

●事務所等から建設現場の遠隔臨場



現場



画像・音声配信



事務所等

令和5年度から試行を開始

建設現場における監督職員の検査にデジタル技術を活用。

従来の目視による確認からタブレット等で撮影した画像判定の確認に代える。

令和4年度から原則全ての営繕工事で本格活用

受発注者の作業効率化

契約の適正な履行としての施工履歴の管理の実施

④情報共有システムの活用

●設計業務、工事における情報共有システムの活用

令和3年度から、原則全ての営繕工事を対象に、発注者指定により情報共有システムを活用。

- ・設計業務は、受注者から希望があった場合、協議の上活用。
- ・設計業務、工事に係る打合せにおいて、協議の上WEB会議の活用を検討。



⑥電子小黒板の本格活用

●デジタル工事写真的小黒板情報電子化

令和元年度から、原則全ての営繕工事を対象に、「デジタル工事写真的小黒板情報電子化※4」を活用。

※4 工事写真撮影の際に配置する、撮影状況を書いた黒板を電子化するもの。



⑦設計段階における取組

●設計業務委託仕様書において、工事現場の生産性向上に配慮する旨を明記

●生産性向上技術※5の活用を前提とした設計を試行

※5. 指定する生産性向上技術について試行を実施。

⑤ICT建築土工※3の試行

●ICT建築土工を活用した施工

- ・平成30年度から、発注者指定によりICT建築土工を活用した施工を試行。
※3.ICT土工の省力化施工技術を建築工事の根切り・土工事に活用するもの。



オープンカット法面整形(60° 3D)



つぼ堀 床付け(3D : 2D + 深さ)

⑧発注・完成時における生産性向上技術の導入促進

●総合評価落札方式における評価

入口評価

- ・新営工事及び改修工事（総合評価落札方式技術提案評価型S.型によるもの）について、工事発注時に生産性向上技術を評価。
- ・入札説明書等に次の技術を例示。

プレキャスト化、プレハブ化、配管等のユニット化、自動化施工（ICT建築土工、床コンクリート直均し仕上げロボット、追従運搬ロボット、自律運搬ロボット、溶接ロボット、ケーブル配線用延線ロープ敷設ロボット、天井裏配線作業ロボット、装着型作業支援ロボット等）、BIMの活用、小黒板情報を活用した工事写真アルバムの作成

●請負工事成績評定における評価

出口評価

- ・全ての営繕工事において、受注者が施工合理化技術に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価。

静岡営繕事務所が管轄するすべての工事に適用

- 適正な工期設定（週休2日を前提、猛暑による作業不能日を考慮）
- 週休2日の推進（月単位の週休2日、ウィークリースタンスの取組）
- 施工時期の平準化（発注時期の調整、余裕期間制度の活用）
- 予定価格の適正な設定
- BIM（EIRの適用（新営工事））
- 情報共有システムの活用（Web会議、現場の遠隔臨場）
- デジタル工事写真の小黒板電子化
- 工事関係書類の効率化（書類の削減、工事関係書類データ入力支援ツールの提供）

- ・ 中部地方整備局管内では、年間60～100件（過去5年間）の工事事故が発生している。
- ・ 令和5年度の事故発生件数は過去5年間で最少の53件であったが、1件の死亡事故が発生した。
- ・ 工事事故の撲滅を目標に以下の重点対策を実施する。

重点対策実施事項

- ① 総括監督員による安全パトロールの実施
- ② 副所長等による抜き打ち点検の実施
- ③ 安全サポートマニュアル・安全管理〇×写真集の活用
- ④ 下請業者の安全パトロールへの参加促進
- ⑤ 労働基準監督署との合同安全パトロールの実施
- ⑥ 安全対策に関する新技術の活用促進

「**保全**」とは、建物が完成して解体されるまでの間、安全性や執務環境等の性能・機能を良好な状態に保つことです。

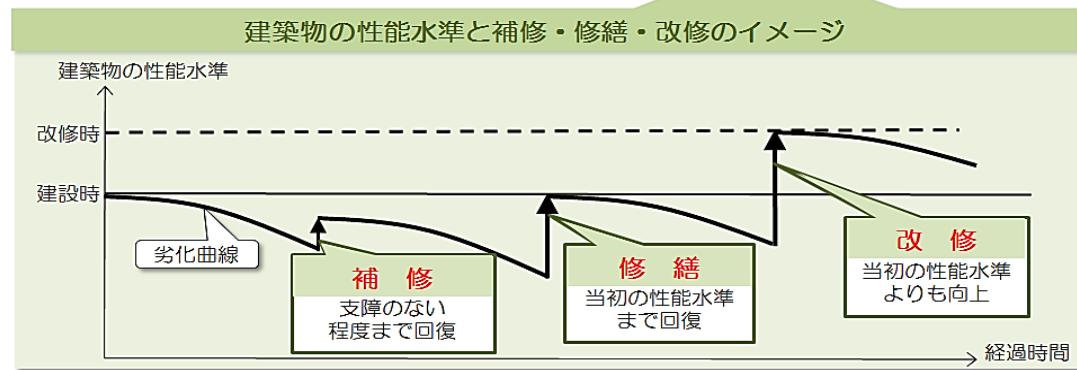
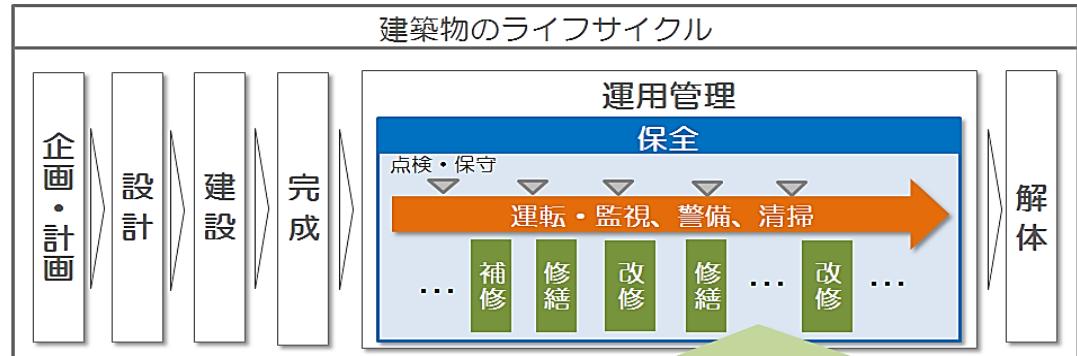
そのためには、**日常の点検・保守、補修、修繕、改修**を計画的に実施していく必要があります。



建物が完成してから30年以上経過している官庁施設は、全体の50%以上を占め、さらに増加すると予想されています。



官庁施設の管理者には、官庁施設の長期的耐用性を確保するため、適正な保全を確実に実施することが求められます。

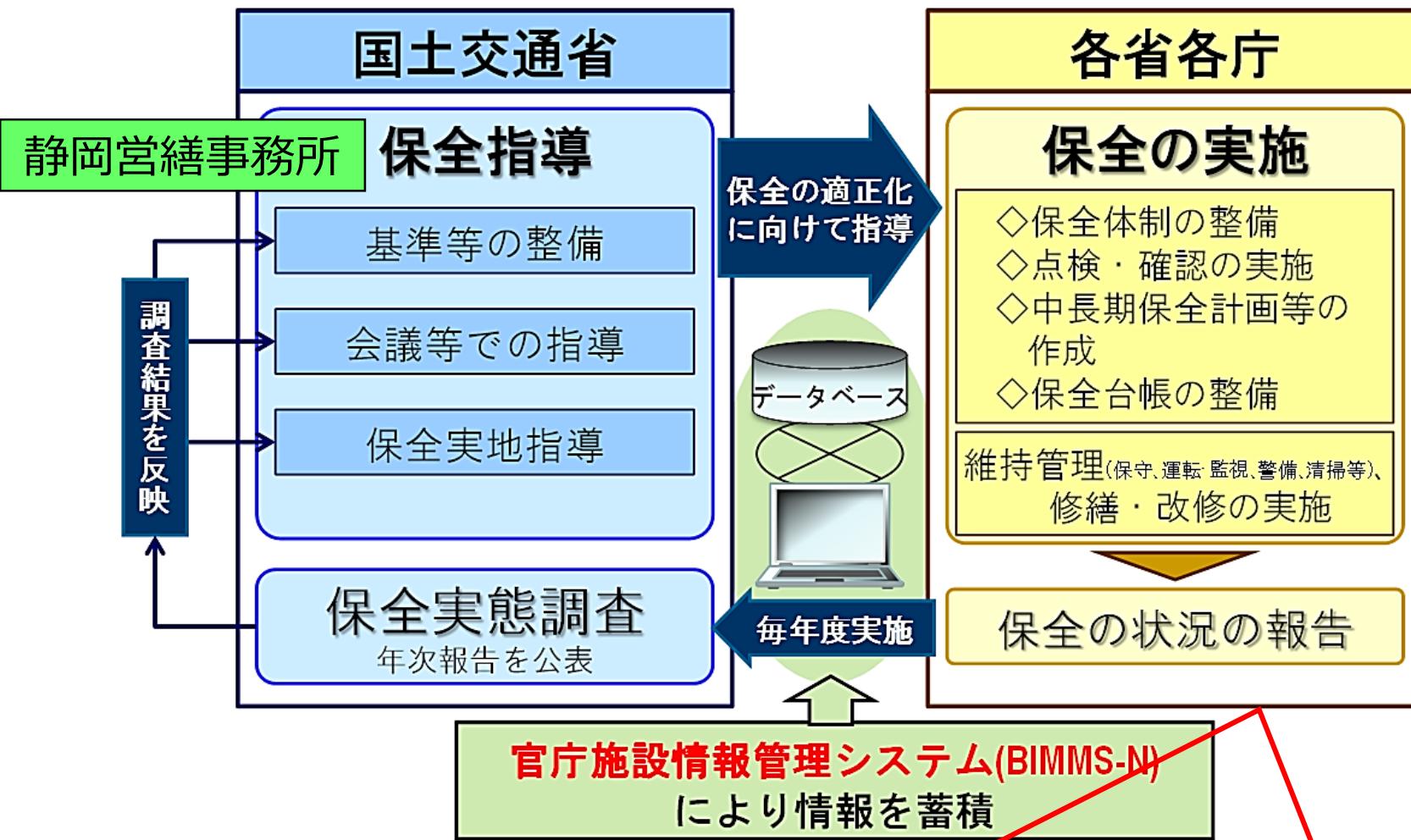


国土交通省官庁営繕部

- ・保全に関する技術基準等の整備

静岡営繕事務所

- ・保全会議・講習会等の実施
- ・実地における保全指導
- 等を行い適正な保全の支援を行います



静岡宮繕事務所では、各省庁が行う中長期保全計画作成の支援や、修繕相談、改修工事の企画立案等の支援、官庁施設情報管理システムへの情報入力操作支援等を行っています。